

# 特定非営利活動法人新公益連盟 定款

## 第1章 総則

### 第1条 (名 称)

本法人は、特定非営利活動法人新公益連盟（以下「本法人」という）と称する。略称を新公連とする。

2 本法人は、英文名で Japan Association for New Public (JANP) と称する。

### 第2条 (事務所)

本法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

### 第3条 (目 的)

本法人は、NPO や社会的企業（以下「ソーシャルビジネス」という）のアクションチームを作り、社会課題解決のための制度改革や様々なセクターとの協働、ソーシャルセクターの経営力強化を行うことを通じて、社会的排除や抑圧、貧困、不正等によって苦しむ人々をエンパワーメントし、日本をより多くの社会課題解決事例が創出され続ける社会とすることで、公益の増進に寄与することを目的とする。

### 第4条 (特定非営利活動の種類)

本法人は、第3条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

### 第5条 (特定非営利活動に関わる事業の種類)

本法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) ソーシャルビジネスに関する調査研究、政策提言及び普及啓発等に係る事業
- (2) 行政・企業等と非営利団体の連携による社会課題解決に係る事業
- (3) ソーシャルビジネスに関する制度や経営ノウハウ等の情報収集・提供、人材育成及び相互協力促進等に係る事業
- (4) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### 第6条 (種 別)

本法人の会員の種別は次のとおりとする。正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員：本法人の目的及び連携活動に意欲的に賛同し参加する法人及び団体であって、総会において議決権を有するもの。以下の種別を設ける。

1 一般会員：正会員のうち、②に掲げる者を除いた者

2 抛出会員：正会員のうち、第13条第1項による議決権の付与を受けることにより、総会において2個以上の議決権を有するもの

- (2) 賛助会員：本法人の目的に賛同する個人及び法人並びに団体であって、総会において議決権を有しないもの。正式名称は「賛助会員」とし、ウェブサイト等の対外的な通称として、「パートナー会員」も使用する。

2 正会員は、本定款及び関連規程の定めるところに従い、本法人の業務の適正な執行に努め、施設使用、ノウハウ・情報交換、政策提言などの連携活動へ積極的に参加しなければならない。

3 会員は、理事会において別に定める金額の年会費を納入しなければならない。

4 本定款に定めるほか、賛助会員に関して必要な事項は理事会の理事会の議決を経て、代表理

事が会員規約で定めるものとする。

#### 第7条（入 会）

本法人の会員として入会しようとする者は、入会申込書を書面又は電磁的方法にて代表理事に送信し、入会を申し込むものとする。

2 代表理事は、入会申込者を拒否する正当な理由のない限り入会を認めるものとする。

#### 第8条（届 出）

会員は、その氏名、住所又は連絡先に変更があった時は、遅滞なく本法人事務局に変更事項を書面又は電磁的方法にて連絡しなければならない。

#### 第9条（資格の喪失）

会員が次の各号に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員である個人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人若しくは団体が解散したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 年会費振り込み依頼後4か月以上振り込みがなく、また滞納理由の連絡がないとき

#### 第10条（退 会）

会員は、本法人退会の旨を書面又は電磁的方法等にて代表理事に送信し、任意に退会することができる。

#### 第11条（除 名）

会員が次に掲げる各号のいずれかに該当するに至った時は、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁解の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 違法行為に関与し、又は本法人の権利を侵害し、その結果本法人に重大な損害を与えたとき
- (4) 会員、その役員、親会社（団体）、子会社（団体）、関連会社（団体）等が暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (5) その他除名すべき正当な事由があるとき

#### 第12条（抛出会員の資格の得喪等）

正会員は、第6条第3項に基づき定める年会費のほかに、金銭の預託をすることにより総会における議決権（正会員たる資格に基づき全会員に付与される議決権とは異なるものに限る。以下「追加議決権」という。）の付与を受けることができる。追加議決権の付与を受けた正会員は、抛出会員となる。

2 前項の預託に基づき正会員に付与される追加議決権の個数は、預託金額5,000円に対して1個とし、その上限は1団体につき、正会員たる資格に基づき付与される議決権総数の2分の1までとする。

3 第1項の金銭の預託及び追加議決権の付与（一度追加議決権の付与を受けた者が、さらに金銭の預託をすることにより追加議決権の付与を受ける場合も含む。）を受けようとする正会員は、その旨を書面又は電磁的方法等にて代表理事に送信し、代表理事は拒否する正当な理由がない限り追加議決権を認め、直近の理事会へ報告しなければならない。

4 保有する追加議決権の全部もしくは一部の放棄をしようとする抛出会員は、その旨を書面の送付又は電磁的方法等をもって代表理事に通知し、理事会の承認を得なければならない。

5 前項の理事会の承認により保有する追加議決権数の全部を放棄した正会員は、抛出会員の資格を喪失し、一般会員となる。ただし、当該会員が第1項の規定に基づいて金銭の預託をすることにより、再度抛出会員の資格を得ることを妨げない。

6 第3項及び第4項に定める追加議決権の付与並びに放棄、及び次条に定める追加議決権の議

渡については、総会開催日の7日前までに完了したものを当該総会で有効な追加議決権として認める。

#### 第13条（抛出会員の資格の譲渡）

抛出会員は、理事会の承認を得た場合に限り、追加議決権の全部もしくは一部を正会員である第三者に譲渡することができる。この場合において、追加議決権を譲り受けた一般会員は抛出会員の資格を取得する。

2 追加議決権の譲渡に関する承認手続、会員名簿への記録その他譲渡に関する取扱いについては、本定款に定めるほか、理事会において定める規則による。

#### 第14条（預託金の返還）

次に掲げる場合、抛出会員は、本法人に対して当該抛出会員が喪失した追加議決権1個につき、5,000円の預託金の返還を請求することができる。

- (1) 本法人が解散した場合
- (2) 本法人が合併した場合
- (3) 抛出会員が第9条の規定に基づき会員資格を喪失した場合
- (4) 第12条第4項に規定する理事会の承認により、保有する追加議決権数が減少する場合

### 第3章 役員等

#### 第15条（役員の定数）

本法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 3名以上
  - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名以上3名以内を代表理事とし、1名以上2名以内を副代表理事とすることができる。

#### 第16条（役員の選任及び解任）

理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事会によって選出する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。
- 6 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- 7 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### 第17条（役員の任期）

役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、後任の役員が選任させていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでにその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第18条（役員の仕事）

代表理事は、本法人を代表して会務を掌る。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。
- 5 事務局長は事務面の実務の指揮を行い、会の運営を推進する。また、金銭の管理を行い、年度ごとに本法人の会計を理事会及び総会に報告する。

#### 第19条（顧問及び参与）

本法人は、顧問及び参与をおくことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は本法人の事業実施及び組織運営等について指導助言を行う。

### 第4章 総会

#### 第20条（総会の種類）

本法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、代表理事又は代表理事の指名する理事がこれに当たる。
- 3 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 4 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、又は正会員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催請求があった場合に開催する。

#### 第21条（総会の招集）

総会は代表理事が招集する。

- 2 前条第4項の規定により請求があったときは、代表理事は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、少なくともその開催の5日前までに、書面、ファクシミリ又は電磁的方法により会議の日時、場所、目的、審議事項及び当該総会における正会員総数並びに議決権総数を正会員に通知しなければならない。

#### 第22条（総会の議決方法等）

総会は、総会開催日における正会員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 総会において、一般会員は各1個の議決権を有し、拠出会員は、第12条第1項により付与された議決権数に1を加えた数の議決権を有する。
- 3 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の議決権数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第23条（総会の権能）

総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 役員を選任及び解任

- (6) 残余財産の帰属先
- (7) その他本法人の運営に関する重要な事項

#### 第24条（議決）

やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法により表決し、又は他の正会員に表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した正会員は、第22条及び第25条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

#### 第25条（議事録）

総会の議事については、次の各号を記載した議事録を作成し、議長及びその総会において正会員の中から選出された議事録署名人2名が記名押印または署名しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数、出席者数及び議決権総数(書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

### 第5章 理事会

#### 第26条（理事会の構成等）

理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

#### 第27条（理事会の権能）

理事会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 役員の職務及び報酬
- (3) 代表理事の選出
- (4) 事務局長の選出
- (5) 役員候補者の選出
- (6) 会員の入会及び除名
- (7) 追加議決権の放棄及び譲渡等の承認
- (8) 入会金及び年会費の額並びに徴収方法
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 総会に付議すべき事項
- (11) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (12) その他本法人の業務執行に関する重要な事項

#### 第28条（理事会の開催）

理事会は、代表理事の招集により2ヶ月に1回程度開催する。

2 理事会は、前項のほか、次の場合に開催する。

- (1) 現理事総数の3分の1以上の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (2) 監事から理事会の招集を請求されたとき

#### 第29条（招集）

代表理事が理事会を招集するときは、会議に付議すべき事項並びに日時及び場所を示して、開催日の3日前までに書面又は電磁的方法をもって通知する。

2 代表理事は、第 28 条第 2 項の規定による請求があったときは、請求日から 14 日以内に理事会を招集する。

#### 第 30 条 (議 長)

理事会の議長は、代表理事又は代表理事が指名したものがこれに当たる。

#### 第 31 条 (定足数)

理事会は、現理事総数の過半数の出席により成立するものとする。

#### 第 32 条 (議 決)

理事会の議決は、この定款に別に定める場合のほかは、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 議決すべき事項について、特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

3 代表理事に係る利益相反行為については、副代表理事又は理事会において選任する他の理事が代表理事の職務を代行する。

#### 第 33 条 (書面表決・持ち回り議決)

理事会に出席しない理事は、予め通知された事項について、書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法により表決権を行使し、又は出席する理事を代理人として表決権を委任することができる。

2 会場に来ることができない理事は、ビデオ会議・電話会議等のシステムによって理事会に参加し、表決することができる。

3 前 2 項の規定により表決権を行使する理事は、第 31 条及び第 32 条第 1 項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 緊急を要する事項について、代表理事から全理事に書面、ファックス又は電磁的方法により通知し賛否を求めた場合には、書面、ファクシミリ又は電磁的方法による現理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とすることができる。

5 第 34 条の規定にかかわらず、前項の持ち回り議決の場合には、理事総数、代表理事が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯、及び各理事の表決結果と付記意見の内容等の記録をもって議事録とする。この議事録には、代表理事及びその他の理事 1 名以上が記名押印又は署名しなければならない。

#### 第 34 条 (議事録)

理事会の議事については、代表理事が次の各号を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事の 1 名以上が記名押印又は署名しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法による表決者、ビデオ会議等による参加者又は表決委任者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

### 第 6 章 事務局

#### 第 35 条 (事務局)

理事会の決定に基づき、本法人の業務を執行するため、事務局を設け、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長は理事会が選出する。

3 事務局員は事務局長が任命する。

### 第 7 章 資産及び会計

#### 第 36 条 (資 産)

本法人の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

#### 第37条（資産の管理）

本法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とし、代表理事の管轄のもと、事務局長が日常の管理を行う。

#### 第38条（会計）

本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とし、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

#### 第39条（事業計画及び予算）

本法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 事業計画及び予算は、必要に応じ、理事会の議決を経て、変更することができる。ただし、軽微な変更については代表理事が変更できるものとする。

#### 第40条（事業年度）

本法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

#### 第41条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### 第8章 定款の変更、解散及び合併

#### 第42条（定款の変更）

この定款を変更するときは、総会に出席した正会員の議決権数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

#### 第43条（解散）

本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に関わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の規定に基づき解散するときは、正会員の議決権総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

4 本法人が解散したときは、総会において選任した者が清算人となる。

#### 第44条（残余財産の帰属先）

本法人が解散の際に有する残余財産は、法第11条第3項に定めるもののうち、総会において議決したものに譲渡する。

#### 第45条（合併）

本法人が合併しようとするときは、正会員の議決権総数の4分の3以上の議決を経た後、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第9章 公告の方法

#### 第46条（公告の方法）

本法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

### 第10章 雑則

#### 第47条（細則）

この定款の施行にあたり必要な細則は代表理事が理事会の議決を経て別に定める。

#### 附 則

- この定款は、本法人の成立の日から施行する。
- 本法人の設立当初の役員及び事務局長は次に掲げる者とする。  
代表理事：駒崎弘樹（認定特定非営利活動法人フローレンス 代表理事）  
理事兼事務局長：藤沢烈（一般社団法人RCF 代表理事）  
理事：小沼大地（特定非営利活動法人クロスフィールズ 代表理事）  
理事：栗田智子（白井智子）（特定非営利活動法人トイボックス 代表理事）  
監事：鬼澤秀昌（おにざわ法律事務所、弁護士）
- 本法人の設立当初の事務所の所在場所は、東京都港区浜松町二丁目2番15号とする。
- 本法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。
- 本法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、本法人の設立の日から平成29年12月31日までとする。
- 本法人の設立当初の事業計画及び予算は、第27条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところにする。
- 本法人の設立当初の入会金および会費は第6条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - 正会員 一般会員（団体）：下記【別表】参照 拠出会員（団体）：下記【別表】参照
  - 賛助会員（パートナー会員）：（個人）12,000円 （団体）50,000円

#### 【別表】

法人の年会費は、法人の場合次の表に掲げる前事業年度における収入額、個人の場合前年度の所得額の区分に応じて、次の表に定める額とする。初年度は入会月から起算した月割金額を年会費とする。（100の位を四捨五入）

前事業年度における収入	年会費(万円)
25億円以上	17
20億円以上 25億円未満	16
15億円以上 20億円未満	15
10億円以上 15億円未満	14
9億円以上 10億円未満	13
8億円以上 9億円未満	12

7 億円以上 8 億円未満	11
6 億円以上 7 億円未満	10
5 億円以上 6 億円未満	9
4 億円以上 5 億円未満	8
3 億円以上 4 億円未満	7
2 億円以上 3 億円未満	6
1 億円以上 2 億円未満	5
5000 万円以上 1 億円未満	3.5
3000 万円以上 5000 万円未 満	2.5
3000 万円未満	1.5